◎公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の 一部を改正する法律

(平成二八年一二月二六日法律第一一四号)

一、提案理由(平成二八年一一月二日・衆議院厚生労働委員会)

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

公的年金制度については、社会保障と税の一体改革を踏まえ、社会保障制度改革国民会議で長期的な持続可能性を強固にし、セーフティーネット機能を強化するための課題が示され、その課題の検討にも資するよう、平成二十六年に財政検証を行いました。さらに、社会保障審議会年金部会で制度の見直しを検討してきましたが、今般、これらを踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、短時間労働者について適切に年金の保障を行う観点から、平成二十八年十月 一日から施行された被用者保険の適用拡大において対象外となっている一定の規模以下 の企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、対象とすることができることと しています。

第二に、次世代育成支援の観点から、国民年金の第一号被保険者について、産前産後期間の保険料を免除するとともに、その免除期間について基礎年金給付を保障することとしています。

第三に、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保する観点から、年金額の改定ルールを見直すこととしています。具体的には、いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下をし、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしています。

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人について、国民から一層信頼される組織体制の確立を図り、年金積立金をより安全かつ効率的に運用する観点から、合議制の経営委員会を設け、中期計画の作成等について議決するとともに、役員の業務の執行の監督を行うこととしています。また、リスク管理のための年金積立金の運用方法を追加することとしています。

第五に、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に関する規定を設けることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日など、改正事項ごとに所要の施行期日を 定めることとしています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二八年一一月二九日)

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の 確保等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、従業員五百人以下の企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、被用者保険の適用対象とすることを可能とすること、

第二に、国民年金の第一号被保険者について、産前産後期間の保険料を免除し、その 期間に係る基礎年金給付を保障すること、

第三に、いわゆるマクロ経済スライドについて、賃金、物価の上昇の範囲内で、前年 度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下し、物価変動を下回る場合に は、賃金変動に合わせ年金額を改定すること、

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人に合議制の経営委員会を設けるとともに、 リスク管理を目的とする年金積立金の運用方法を追加すること、

第五に、日本年金機構の不要財産の国庫納付に関する規定を設けること 等であります。

本案は、第百九十回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、去る十一月 一日の本会議において趣旨説明が行われました。

本委員会におきましては、翌二日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日から質疑に入りました。

十六日には、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会より、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」から「平成二十九年四月一日」に改める修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

十八日から原案及び修正案を一括して質疑に入り、二十五日には、参考人から意見を 聴取したほか、安倍内閣総理大臣の出席を求め質疑を行い、同日質疑を終局いたしまし た。次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を 除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した 次第であります。

以上、御報告申し上げます。

- ○委員会修正の提案理由(平成二八年一一月一六日)
- ○とかしき委員 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・ 無所属の会、公明党及び日本維新の会を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期

日を「公布の日」から「平成二十九年四月一日」に改めることであります。 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二八年一二月一四日)

○羽生田俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、年金額の改定ルールの見直し、年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定 の施行期日を公布の日から平成二十九年四月一日に改めることとする修正が行われてお ります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、被用者保険の更なる適用拡大の必要性、年金額の改定ルールの見直しの目的及び影響、財政検証の前提を見直す必要性、基礎年金の給付水準の在り方、GPIFのガバナンス体制及び年金積立金の運用の在り方等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して牧山ひろえ委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して熊野正士委員より賛成、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、日本維新の会を代表して東徹委員より賛成、希望の会(自由・社民)を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二八年一二月一三日)

国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、国民年金制度は、憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、国民の共同連帯によって高齢期の暮らしの安心と安定に寄与するためのものであることから、今後もその機能や役割の維持・確保に全力を尽くすこと。
- 二、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進については、雇用形態の多様化等に より、本来、加入すべき労働者が厚生年金保険に加入できていない現状を改める観点

- のみならず、平成二十六年財政検証のオプション試算において、労働者の厚生年金保 険への加入促進が年金財政の安定化に資すると明らかになったことからも、本法施行 後、更なる適用拡大について、速やかに検討を開始すること。
- 三、社会保険制度は、強制加入を基本原則に運用されていることから、本法による短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進が労使の合意に基づく任意の制度であることについて、本法施行後の適用拡大の状況やその効果を検証するとともに、前項の検討も踏まえ、今後の適用拡大に当たっては、かかる基本原則を踏まえた対応を講ずること。
- 四、厚生年金保険の未適用事業所に対する適用・徴収対策は喫緊の課題であり、その推進のためには日本年金機構における人員体制の確保が必要であることから、現在進められている日本年金機構の組織体制の見直しについては、労働者の厚生年金保険への加入促進という本法の趣旨に照らして、適切な対策を講ずること。
- 五、本法による年金額の改定ルールの賃金・物価スライドの見直しについては、平成二十六年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成三十一年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。また、国民が将来の年金の姿を理解するためには、単一の世帯類型における所得代替率による将来推計だけでは不十分であることから、前提条件の妥当性及び多様な世帯類型における所得代替率を併せて示すよう、より経済の実勢や国民のニーズに合った財政検証の態様の見直しを検討すること。
- 六、今後の経済状況によっては、現時点で想定し得ないマクロ経済の動きが発生し、年金額の更なる調整が必要となる事態も起こり得ることを常に意識し、高齢期の暮らしの安心と安定を確保する上で必要な年金給付水準の維持に努めることはもとより、低年金・無年金者への対応について、生計費を把握するとともに、年金以外の現金及び現物給付を含む適正な生活保障が確保されるよう、施策の検討を続けること。
- 七、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者の立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。
- 八、障害年金受給資格審査を行う障害認定医の十分な確保のため、必要な措置を検討すること。あわせて、障害年金支給決定の地域格差を是正するため、全国障害認定医会議等の場において情報共有を行い、障害年金支給決定の判断の平準化を図るよう努め

ること。 右決議する。